

2026 年 10 月 14 日 全 11 頁

イタリア ISEE に学ぶ、社会保障給付の簡素な判定の仕組み

世帯の所得・資産を一つの指標にまとめる仕組みと、日本の社会保障制度への示唆

金融調査部 研究員 吉村 聡浩

[要約]

- イタリアは、所得に資産の 20%を加えて世帯規模（等価尺度）で割るだけの簡素な指標である ISEE（＝（所得指標 ＋ 0.2 × 資産指標）÷ 等価尺度）を、複数の社会扶助給付に共通する判定基準として用いる ISEE 制度を運用している。
- 共通基準を支えるのは、行政保有データをあらかじめ埋め込む記入済み DSU（申告書）と、納税者番号を介した所得・金融資産・不動産情報の突合である。国民の申告負担の軽減と政府による情報捕捉の強化が同時に追求されている。
- 一方で、国の年金・医療の給付は保険料拠出または所得を基準としており、ISEE 制度は適用されていない。外国の資産の捕捉も自己申告への依存度が高く、ISEE 制度は簡素さと精密さの一つの均衡点とみることができる。
- 日本への示唆は、①資産・所得を参照する制度の範囲、②世帯単位での所得・資産評価、③資産の一定率での所得換算、④納税者番号を介したデータ連携、⑤申告漏れ・不一致への段階的な是正措置、の 5 点である。まずは預貯金口座付番など既存のデータ連携基盤をどの給付でどこまで実務に使うかを先に決めることが、横断的な資力判定基盤への第一歩になる。

1. はじめに：「対象者の経済力をどう測るか」という問題

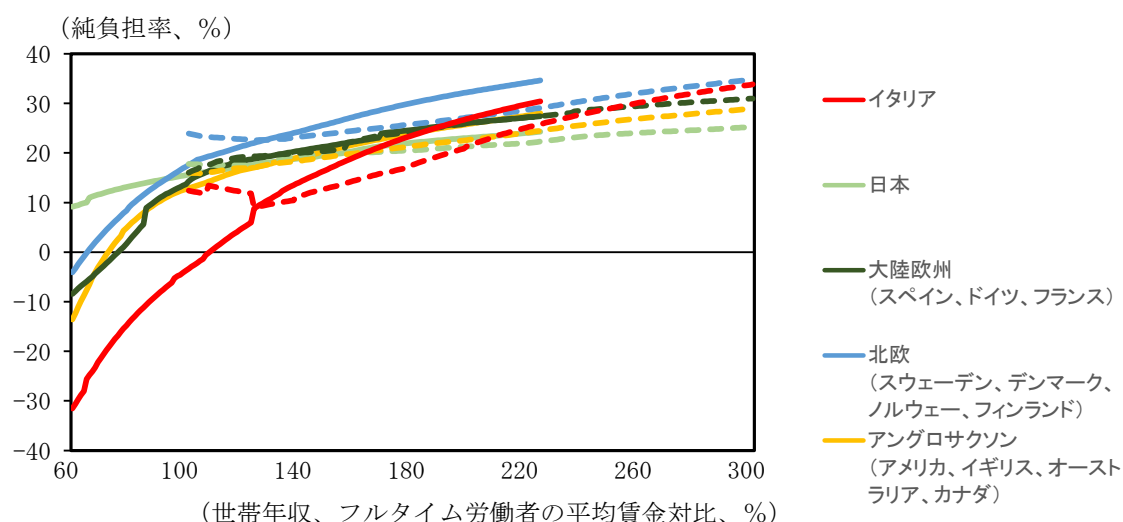
給付付き税額控除や医療・介護保険給付をめぐる日本の議論において、所得や資産をどのように勘案するかは、重要な課題の一つである。給付の可否や水準を決める前提として、対象者の経済力をどのように測るのかという執行面の問題が残されている。

この問いに対して、イタリアは ISEE (Indicatore della Situazione Economica Equivalente：等価経済状況指標) という、所得・資産・世帯構成を総合勘案した指標 (ISEE 値¹⁾) を簡素な計算式で算出する制度を用意している。

本稿では、簡素な共通指標で給付判定が運用できるのか、運用するためには何が必要かを検討する。以下では、ISEE 値の算出方法 (第 2 章)、ISEE 値を参照する制度 (第 3 章)、執行の実態 (第 4 章) を順に見た上で、日本への示唆を五つに整理する (第 5 章)。なお、給付制度そのものは国により大きく異なるため、個別給付の説明は要点に絞る。

図表 1 は、日本・イタリアと他の諸外国における、所得水準別の税・社会保障の純負担率を比較したグラフである。日本では、低所得世帯における税・社会保障の純負担率が諸外国と比べて重く、給付付き税額控除等によって純負担率の改善を図る方針が示されているものの、所得や資産の十分な捕捉が実現のボトルネックとなっている。一方で、イタリアは他の大陸欧州諸国と比べても低所得層に対する給付が手厚く行われており、ISEE 制度を用いて給付対象世帯を効率的に絞り込み、給付を重点化していることが背景にあると考えられる。

図表 1 イタリアの低・中所得の子育て世帯は、税・社会保障の純負担率が国際的に低い



(注) 対象年は 2024 年。「北欧」「大陸欧州」「アングロサクソン」は、先進 11 カ国をそれぞれ分類したもの。純負担率は、所得税・社会保険料負担から現金給付を控除した額の労働収入比 (マイナスは、負担より給付が多いことを意味する)。対象世帯は夫婦と子ども 2 人の 4 人世帯で、横軸はフルタイム労働者の平均賃金を 100 とした世帯収入。図中の実線は配偶者が平均賃金比 25% の所得を得ているパートタイム労働者である世帯、点線は配偶者が平均賃金比 200% の所得を得ているフルタイム労働者である世帯をそれぞれ示している。

(出所) The OECD tax-benefit model. Model Version 2.7.1 より大和総研作成

¹ ISEE は指標そのものとしての意味のほか、ISEE を算出する制度、制度に基づき算出した指標の値、その指標の公的証明書、の四つの意味があるが、これらを区別しやすくするため、本稿ではそれぞれ、ISEE、ISEE 制度、ISEE 値、ISEE 証明書、と呼び分ける。

2. ISEE 値の算出方法：所得に資産の 20%を加え、世帯規模で割る

(1) 位置づけと沿革

イタリア労働・社会政策省（Ministero del Lavoro e delle Politiche Sociali : MLPS）は、ISEE を「複数の社会給付・料金軽減・利用資格判定に用いる、横断的な世帯の所得・資産評価指標」と位置づけている²。ここでの社会給付は主に社会扶助の給付を指す。

ISEE 制度は 1998 年に導入され³、2013 年には算定方法と適用範囲が改められ⁴、2015 年から全面的な運用が始まった⁵。複数の給付を抱える以上、制度ごとに資力調査を行えば行政コストも申告負担も重くなる。ISEE 制度は、こうした重複を避け、共通の尺度で対象者を判定するための仕組みである。

(2) 算定式と DSU

ISEE 値を参照する給付等を受けるためには、全国社会保障機関（Istituto Nazionale Previdenza Sociale : INPS）が発行する ISEE 証明書が必要である。ISEE 証明書を取得するには、世帯の人的・所得・資産情報を含む DSU（Dichiarazione Sostitutiva Unica : 単一代替申告）を提出する必要がある。DSU の有効期間は提出時から同年 12 月 31 日までで、通常、所得は 2 年前の年間所得、資産は 2 年前の年末時点の残高が参照される。

ISEE 値は、原則として世帯・家族を単位とし、次の式で算出される⁵。

$$\text{ISEE 値} = (\text{所得指標} + 0.2 \times \text{資産指標}) \div \text{等価尺度}$$

- ・ **所得指標** (Indicatore della situazione reddituale) : 主要な収入情報は税務当局から提供されるため自己申告を要しない。頻度の低い一部の収入は自己申告の上、後日検証される。
- ・ **資産指標** (Indicatore della situazione patrimoniale) : 預金・証券などの動産と、建物・土地などの不動産からなる。
- ・ **等価尺度** (Scala di equivalenza) : 世帯人数に加え、子どもや障害を持った構成員の人数を反映する。

式自体は簡素だが、所得・資産指標の算出には勤労所得控除や家賃控除、次節で述べる国債等に係る控除など、一定の控除が織り込まれている点には留意を要する⁶。

² MLPS “[ISEE](#)”（最終閲覧日 2026/9/24）を参照。

³ Decreto legislativo del 31/03/1998 n. 109, Articolo 1

⁴ Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri del 05/12/2013 n. 159

⁵ INPS “[Osservatorio ISEE](#)” p. 2（2026 年 2 月）

⁶ Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri del 05/12/2013 n. 159, Articolo 4, commi 3 e 4

(3) 国債等の除外

資産指標の計算にあたっては、イタリア国債・郵便利付証書 (buoni fruttiferi postali) ・郵便貯金 (libretti di risparmio postale) を、1 世帯当たり合計 5 万ユーロを上限に資産指標から除外する取扱いがあり、2025 年 4 月 3 日から適用が始まっている⁷。

もっとも、(i) 除外に 5 万ユーロの上限があること、(ii) 所得指標も併せて勘案されること、(iii) DSU での申告自体は必要であること、の 3 点から、資力を小さく見せる余地は限られる。ただし、金融資産を国債等に入れ替えるインセンティブは生じる。

(4) 給付の性格に応じて、追加情報・世帯の範囲を伸縮させる

基本的な情報のみで算出される標準的な ISEE 値では世帯の状況を適切に反映できないと考えられる給付・減免制度においては、異なる種類の ISEE 値の提出が求められる。注目すべきは、共通の算定式を保ちながら、捕捉する世帯の範囲や追加情報を給付の性格に合わせて伸縮させている点である（図表 2）。

図表 2 算定式を共通にしたまま、世帯等情報の捕捉範囲を給付の性格に合わせて変える

ISEE 値の種類	利用場面	世帯範囲等の情報の扱いの違い
標準	給付・減免全般	なし（世帯構成、2 年前の所得、2 年前年末の資産情報等、基本的な情報を提出）
家族向け特定給付 および包摂支援	有子世帯向け給付 (注 1)	所有住宅の控除額を引き上げ、子の数に応じた等価尺度の上昇を強化
大学	奨学金等の給付	学生の自立状況（同居状況、収入）等を追加（学生は原則として親世帯に含めて申請）
社会医療	在宅系の障害者・要介護者向け給付	世帯の報告範囲を縮小可能（住民登録上の世帯によらず、受給者本人＋配偶者＋子のみ）
社会医療・入所	施設入所者向け給付	世帯の報告範囲を縮小可能（ただし、世帯に含まれない子の経済状況も補完的に考慮）
未成年者	非婚かつ別居の親を持つ未成年の子への給付	世帯に含まれない親の経済状況等の追加
現況	直近の所得減等を反映し標準 ISEE 値を補正	直近の所得、就労状況等を追加

(注 1) 実際の申請では、標準的な ISEE 値の算出には主要項目のみを記載した「DSU mini」を提出すればよく、特殊な ISEE 値を算出する場合に追加的な情報の提出が求められる。

(注 2) 2026 年 1 月 1 日より、後述する 4 制度 (ADI、AUU、SFL、Bonus Asilo Nido) および新生児給付金 (Bonus nuovi nati) でのみ利用される (Legge del 30/12/2025 n. 199, Articolo 1)。

(出所) INPS “[Tipologie di ISEE](#)” in Portale Inps (2017 年 4 月 3 日公表、2025 年 4 月 28 日最終更新)、MLPS “ISEE-Istruzioni-2026”より大和総研作成

⁷ MLPS “[ISEE-Istruzioni-2026](#)” p. 17. 法的根拠は、2024 年予算法 (Legge del 30/12/2023 n. 213) を受けた Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri del 14/01/2025 n. 13, articolo 1, comma 1, lettera d), n. 5. 後者は 2025 年 3 月 5 日に施行された。運用開始日は INPS “Titoli di Stato esclusi dal calcolo dell’ISEE” (2025 年 4 月 2 日公表) による。

3. ISEE を参照する制度：受給要件を切るか、給付額を決めるか

ISEE 値を参照する制度は**社会扶助的な給付・減免制度に限定**されている⁸。国の老齢年金の給付に所得や資産の制限はなく、医療の窓口負担免除は世帯の所得により判定され、資産も反映する ISEE 値は用いられていない⁹。

ISEE 値の使用法は、大きく二つに分かれる。一つは、**一定の閾値を境に受給の可否を判定する使い方（受給要件型）**であり、もう一つは、**ISEE 値に応じて給付額を変動させる使い方（給付額算定型）**である。以下では、前者の代表例として ADI を、後者の代表例として AUU を取り上げる（図表 3）。

図表 3 ISEE 値は受給要件の判定と給付額の算定の両方に用いられている

制度	ISEE の利用方法	主な対象者	給付規模 (2025 年)
包摂手当 (Assegno di Inclusione : ADI)	【受給要件】 ISEE 値が閾値以下の世帯を対象（他の所得・資産要件と併用）	未成年者、60 歳以上の者、障害者等を含む貧困世帯	約 83.6 万世帯、 約 196 万人、 給付額約 55 億€
単一・普遍手当 (Assegno Unico e Universale : AUU)	【給付額の算定】 ISEE 証明書が未提出または ISEE 値が一定値超で最低額、ISEE 値が一定値未満でより高額を給付	被扶養の子を有する世帯	約 603 万世帯、 子ども約 953 万人、 給付額約 198 億€
職業訓練・就労支援給付金 (Supporto per la Formazione e il Lavoro : SFL)	【受給要件】 ISEE 値が閾値以下の世帯を対象（他の所得・資産要件と併用）	18～59 歳で、ADI の対象要件を満たさない就労可能者	延べ約 17.6 万人、 予算額 6.41 億€
保育所給付金 (Bonus Asilo Nido)	【給付額の算定】 未成年者 ISEE 値および証明書提出の有無で段階的に給付額を設定	3 歳未満の子を持ち、保育所または在宅ケアを利用する世帯	子ども約 53 万人
大学奨学金 (Diritto allo Studio Universitario)	【受給要件】 大学 ISEE 値（図表 2 参照）が閾値以下の学生を対象	経済的に困難な大学生	給付額約 13 億€ (2024 年)
経済的困難への社会給付金 (Bonus Sociale per Disagio Economico)	【受給要件】 ISEE 値が閾値以下の世帯を対象（電気・ガス・水道・廃棄物処理の割引に共通の閾値）	経済的困窮世帯	約 428 万世帯、 給付額約 10.1 億€ (電気・ガスのみ)

（出所）INPS、MLPS、ARERA (Autorità di Regolazione per Energia Reti e Ambiente:エネルギー・ネットワーク・環境規制庁)、Ministero dell'Università e della Ricerca (大学・研究省)の各制度解説ページおよび関連法令・通知等、各種資料より大和総研作成

⁸ 法令上は、対象を「社会的援助給付」(prestazioni sociali agevolate)としている。

⁹ INPS “[Pensione di vecchiaia](#)” and “[Assegno sociale](#)” in Portale Inps (最終閲覧日 2026/9/24) ; Sistema Tessera Sanitaria “[Esenzioni da reddito](#)” (最終閲覧日 2026/9/24) ; Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri del 05/12/2013 n. 159, Articolo 1, comma 1, lettera d)

(1) 受給要件型：包摂手当 (Assegno di Inclusione : ADI)

ADI は、未成年者、60 歳以上の者、障害者等を含む世帯を対象とする、生活保護と就労支援¹⁰を組み合わせた最低所得保障制度である¹¹。受給には、ISEE 値が 10,140 ユーロ（約 1.83 百万円。1 ユーロ＝180 円）以下であることに加え、世帯所得や不動産・動産の保有額等の要件を満たす必要がある¹²。

ここで重要なのは、給付額の算定には ISEE 値を直接参照せず、世帯収入と、ISEE とは異なる方法で算出される等価尺度が用いられる点である¹³。つまり ISEE 制度は、対象者を絞る入口として機能している。

なお、未成年者、60 歳以上の者、障害者等を含む世帯に属さない 18～59 歳の就労可能者には、職業訓練・就労支援と結びついた給付である SFL (Supporto per la Formazione e il Lavoro) が用意されている¹⁴。

(2) 給付額算定型：単一・普遍手当 (Assegno Unico e Universale : AUU)

AUU は、妊娠 7 カ月目以後の胎児および 18 歳未満（就学中または低所得の場合は 21 歳未満）の子を持つ親に支給される、子育て世帯への中核的な手当である¹⁵。

ADI と異なり、ISEE 値は受給の可否ではなく給付額の決定に利用される。子ども 1 人当たりの月額額は ISEE 値が高い世帯ほど低下し、2026 年は低 ISEE 層で最高 203.80 ユーロ（約 3.67 万円）、一定の閾値超または ISEE 証明書未提出で最低 58.30 ユーロ（約 1.05 万円）と設定されている（図表 4）¹⁶。ISEE 証明書を提出しない選択を認めつつ、その場合は最低額とすることで、申告へのインセンティブを組み込んでいる点は注目に値する。

¹⁰ 就労支援は、未成年者、60 歳以上の者、障害者等を除く、ADI 給付対象世帯の構成員を主な対象とする (Decreto-legge 4 maggio 2023, n. 48, Articolo 6, commi 4 e 5)。

¹¹ MLPS “[Inclusion Allowance](#)” (最終閲覧日 2026/9/24)

¹² INPS “[INPS, Assegno di Inclusione e Supporto per la Formazione e il Lavoro: Novità 2025](#)”, 2025/2/20

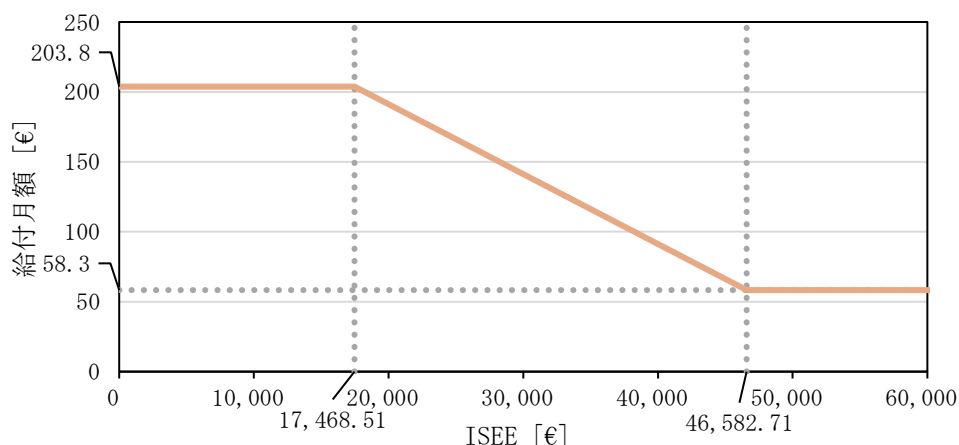
¹³ INPS “[Assegno di Inclusione \(ADI\)](#)” in Portale Inps (最終閲覧日 2026/9/24) ; Decreto-legge 4 maggio 2023, n. 48, Articolo 2, comma 2 n.2, e Articolo 3

¹⁴ INPS “[Supporto per la Formazione e il Lavoro \(SFL\)](#)” in Portale Inps (最終閲覧日 2026/9/24)

¹⁵ なお、障害のある子どもには年齢要件が課されない (INPS “[Single and Universal Allowance for dependent children](#)” in Portale Inps (最終閲覧日 2026/9/24) ; Decreto legislativo del 29/12/2021 n. 230, Articolo 2.)。

¹⁶ INPS “[Circolare numero 7 del 30-01-2026](#) Allegato n.1”, 2026/1/30

図表 4 ISEE 値が低いほど、子ども 1 人当たりの給付額は高い (2026 年イメージ)



(注) 横軸は世帯の ISEE 値、縦軸は子ども 1 人当たりの給付月額。ISEE 値が 17,468.51 ユーロから 46,582.71 ユーロの間の給付額は階段状に漸減するものの、区分が非常に細かく、ほぼ一定の幅で給付額の増減が設定されている。本図では、近似的に推移を直線で示している。

(出所) INPS “[Single and Universal Allowance for dependent children](#)” in Portale Inps (最終閲覧日 2026/9/24) より大和総研作成

4. 執行：行政が埋め、納税者番号で突合、漏れには段階的に対応

(1) 運用フローと関係機関

DSU は、INPS のオンラインサービスから直接提出できるほか、申請者の税務・給付手続きを支援する機関である CAF (Centro di Assistenza Fiscale: 税務支援センター) を通じて提出することもできる^{17,18}。2020 年に開始した記入済み DSU は、申請者の自己申告データと、税務当局・INPS から提供される事前入力データを併存させる仕組みである。労働・社会政策省は、これにより所得・資産書類を集める必要性を減らし、漏れ・不一致のリスクを減らし、証明書発行を迅速化できると説明している¹⁸ (図表 5)。

(2) 所得・資産の捕捉方法

所得については、申請者個人が所得税申告書の情報を DSU に記入するほか、税務当局が収入および申告済みの特定の経費を情報提供することで DSU に事前に入力される。こうして一部が事前入力された DSU は、申請者が受領後 3 カ月以内に承認または修正することで ISEE 証明書の発行に利用することが可能となる。

金融資産については、銀行や証券会社等が税務当局に口座の開設・解約および残高・年間平均残高・資金移動情報を報告する義務を負う¹⁹。口座の開設・解約等は月次、残高や移動等は年次で報告することが定められている²⁰。これらは税務当局が管理する税務台帳 (Anagrafe

¹⁷ 執行に関する以下の記述は、主に MLPS “[ISEE-Istruzioni-2026](#)” 参照。

¹⁸ MLPS “[ISEE](#)” (最終閲覧日 2026/9/24)

¹⁹ Decreto-legge del 06/12/2011 n. 201, Articolo 11, comma 2

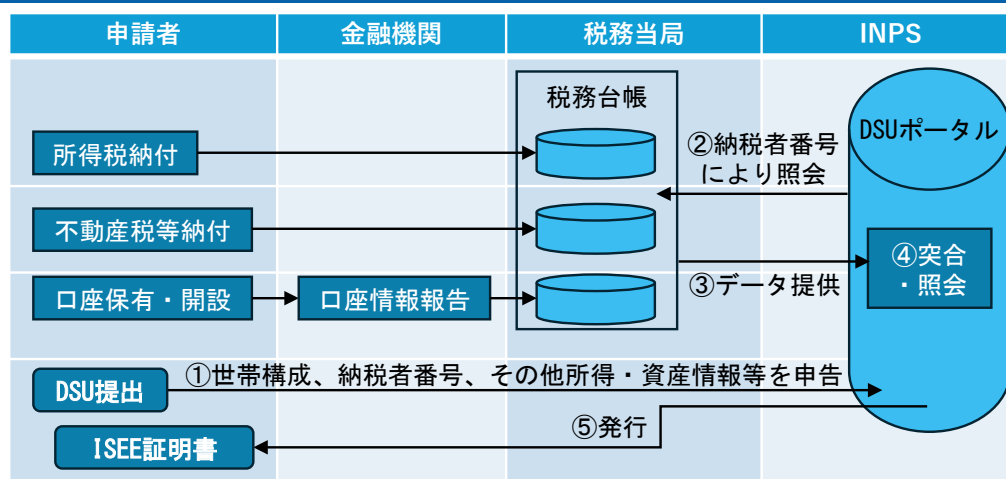
²⁰ Agenzia delle Entrate “[Archivio dei rapporti con operatori finanziari - Che cos'è](#)”, 2024/11/28

Tributaria) の一部門である金融関係情報アーカイブ (Archivio dei rapporti con operatori finanziari) というデータベースに集約され、INPS はこの情報と申告内容をともに取得し、システム上で突合・照合する²¹。

不動産については、税務当局の情報提供によって IMU (固定資産税に相当する地方税) の課税情報が DSU に事前に入力される²²。一方、外国に保有する金融資産・不動産は申請者が DSU に自己申告することになっている。

これらの突合を支えているのが、納税者番号 (codice fiscale) である。DSU には世帯の各構成員について記入が義務付けられており、金融機関には取引関係のある者の識別情報の把握、すなわち銀行口座や証券口座等への納税者番号の付番が実質的に義務付けられている^{23, 24}。そのため、INPS は税務当局が保有する所得・資産情報と各構成員を正確に照合できる。番号の付番が整っていることが、簡素な式で実務を回す前提になっている。

図表 5 所得・資産情報は納税者番号を介して連携され、申告と突合される



(注) 各情報は個人に紐づけられた納税者番号とともに連携されている。これを用いて、INPS は税務当局より所得・資産情報を取得し、取得したデータの突合・照合を実施できる。

(出所) MLPS、INPS、税務当局の公表資料より大和総研作成

(3) 漏れ・不一致への対応

申告漏れや不一致に対しては、申告情報と税務当局の調査情報との照合が対策の中心となる。それらが発見された場合には、給付機関による資料の要求や、最低額での給付などの是正措置で対応される。たとえば、AUU では記入漏れや不一致がある場合に最低額を支給する扱いとな

²¹ Agenzia delle Entrate “[Analisi basate sui dati dell' Archivio dei rapporti finanziari](#)” (最終閲覧日 2026/9/24)

²² Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri del 05/12/2013 n. 159, Articolo 5 , comma 2

²³ Decreto del Presidente della Repubblica del 29/09/1973 n. 605, Articolo 7

²⁴ 不動産は、名義人情報が納税者番号とともに地籍台帳 (Catasto) に登録され、名義変更申請等には納税者番号の記載が義務付けられている (Decreto del Presidente della Repubblica del 29/09/1973 n. 605, Articolo 6)。

っている²⁵。給付を止めるのではなく水準を下げるという対応は、執行コストを抑えつつ申告の正確化を促す手段として注目される。

さらに、DSU の作成者は申告内容について刑事責任を含む責任を負う²⁶。ADI では、虚偽申告により手当を受け取った場合に 2 年から 6 年、収入・資産の変化等の重要情報を申告しなかった場合に 1 年から 3 年の拘禁刑（reclusione）が科される²⁷。2013 年の改革により、INPS が税務当局のデータベース等と照合して自己申告の正確性を確認する体制も強化された²⁷。

5. まとめ：日本への示唆

ISEE は、所得・資産・世帯構成を一体的に評価する給付判定の共通指標である。対象者の経済力判定の精度向上と、申告負担・行政コストの低減を両立させるために、次の 5 点が参考になる。

① 資産・所得を参照する制度の範囲を定める

ISEE は社会扶助的な性格の強い給付・減免制度に広く用いられている一方、国の老齢年金や医療の窓口負担の減免には用いられていない。その背景としては、年金の保険給付としての性格や、医療における州の権限との調整などが挙げられる²⁸。また、社会扶助的な給付制度であっても明示的に ISEE 制度の適用対象から除外されているものがあり²⁹、それらについては、判定単位が世帯ではなく高齢夫婦に限定されていること、資産に要件を課さないこと等、既存の制度設計と ISEE 制度との不適合が指摘できる³⁰。

日本では、住民税の課税情報、とりわけ住民税非課税であるか否かが、多くの給付・減免制度の基準として用いられている。具体例としては、高額療養費の自己負担限度額や、介護保険料の減免が挙げられる。これらは最低限の生活水準を保障するための社会扶助的な制度と位置づけられるものの、住民税非課税という基準には所得控除の形で世帯構成等が考慮されるばかりで、資産状況は反映されない。そのため、ISEE のような所得・資産の統合指標を用いることが有効な選択肢となり得よう。

²⁵ INPS “[Assegno unico: attestazioni ISEE con omissioni o difformità](#)” in Portale Inps（最終閲覧日 2026/9/24）

²⁶ INPS “[ISEE Single Portal](#)” in Portale Inps（最終閲覧日 2026/9/24）

²⁷ MLPS “[Assegno di inclusione](#)”（最終閲覧日 2026/9/24）

²⁸ Costituzione della Repubblica Italiana Articolo 38, comma 2; Decreto del Presidente del Consiglio dei Ministri del 05/12/2013 n. 159, n. 159, Articolo 2, comma 1

²⁹ Decreto legislativo del 31/03/1998 n. 109, Articolo 1, comma 1

³⁰ INPS “[Assegno sociale](#)” in Portale Inps, 2026/5/5; INPS “[Circolare numero 153 del 19-12-2025, Allegato n. 2](#)”（最終閲覧日 2026/9/24）; Federazione Nazionale Pensionati CISL “[MAGGIORAZIONE SOCIALE - Cos'è e come funziona](#)”（最終閲覧日 2026/9/24）

② 世帯単位で所得・資産を評価する

イタリアは ISEE 値を原則として世帯単位で算定し、等価尺度で世帯の規模と構成を反映させている。資産を勘案する場合、同一世帯内での資産の保有名義の選択によって判定が左右されやすいため、個人ではなく世帯で評価する合理性は相対的に大きい。世帯の構造や構成員の特性を考慮した給付を実現する上でも、世帯単位での評価は自然な選択であったと考えられる。

③ 資産を一定率で所得に換算して合算する

資産を勘案する際の論点に、所得と資産の総合的な評価方法がある。日本では、公的介護保険の補足給付において、所得の区分に応じ、預貯金等の額が一定以下である世帯を対象としている。この方式は、所得と資産のいずれか一方に偏り、制度の対象外となる世帯と、所得と資産のいずれも上限をわずかに下回る水準で制度の対象となる世帯との間で公平性を欠く面がある。資産から所得への換算率（20％）の水準や単純な合算がよいのか検討する余地はあるが、ISEE 制度は所得と資産を一体的に評価する方法の一つとして参考になる。

④ 行政保有データと納税者番号を使って、正確な申請の作成コストを下げる

イタリアでは、主要な所得情報と金融資産情報が行政側に集約され、納税者番号をキーとして世帯の各構成員に紐付けられている。だからこそ、申請者に書類を集めさせる代わりに行政が事前に埋めるという方式が成立し、正確な申請の作成コストの削減を図ることができる。

また、納税者番号を利用し、前掲図表 3 に記載の「経済的困難への社会給付金」では、プッシュ型給付を導入している。INPS に提出された DSU 情報は、補助金の適格性情報に加工された上で、データベースを通じて電気・ガス等事業者に送られる³¹。これにより、この制度では申請不要で自動的に給付が届き、捕捉率の向上や申請漏れの解消等が実現していると考えられる。

日本においても、預貯金口座付番制度などマイナンバー（個人番号）を介した行政データ連携の広がりがこうした接続の基盤を築いている一方、現時点でその活用範囲は限定的である。

⑤ 軽微な誤申告の発生を前提に、修正手続きやペナルティに段階を設ける

所得や資産につき政府が情報を集約すると、国民からの申告に基づく情報との不一致も判明しやすくなる。イタリアでは、その際の対処として、悪質性の低い軽微な申告漏れや誤りには資料の追加要求や給付額の減額等に対応し、悪質性の高いものには刑事罰を適用するなど、修正手続きや罰則に段階を設けている。制度の実効性を保つ上で、この段階性は参考になる。

³¹ ARERA “[Come si svolge il procedimento per verificare il diritto di un nucleo familiare ad accedere ai bonus sociali](#)”（最終閲覧日 2026/9/24）

【参考文献】

小島晴洋、小谷眞男、鈴木桂樹、田中夏子、中益陽子、宮崎理枝（2009）『現代イタリアの社会保障』旬報社、276-288 頁

小谷眞男ほか（2023）「イタリア」宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子編集代表 『世界の社会福祉年鑑 2023（第 23 集）』旬報社、128-129 頁、133-138 頁

同（2019）「イタリア」宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子・原島博編集代表 『世界の社会福祉年鑑 2019（2020 年度版）』旬報社、119-129 頁

同（2014）「イタリア」宇佐見耕一・小谷眞男・後藤玲子・原島博編集代表 『世界の社会福祉年鑑 2014（2015 年度版）』旬報社、152-155 頁